

健診及び保健指導等に関する個人情報の共同利用について

当組合は、疾病予防事業をはじめとする被保険者及び被扶養者（以下 加入員という）の皆様の健康管理及び健康増進を図るため、各種健診（特定健診を含む 以下同じ）や健診後の保健指導（特定保健指導を含む 以下同じ）等を実施していますが、労働安全衛生法においては、事業主に被保険者への健康診断の実施等が義務付けられています。

このため、当組合では、事業主の労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保を目的とし、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条第 5 項第 3 号の規定により、下記の事項を公表のうえ、各種健診及び保健指導事業等について、事業所（事業主）と共有、共同して利用します。

記

1. 共同利用する者の利用目的

加入員の健康の保持増進と中長期的な生活習慣病の抑制のため、神戸貿易健康保険組合と加入事業所（事業主）が協力して、健診の受診勧奨、保健指導の利用勧奨等を効果的に実施するため。

2. 共同利用する者の範囲

(1) 神戸貿易健康保険組合

(2) 神戸貿易健康保険組合加入事業所

事業主、健康管理事務の担当者又は産業保健専門職

(3) 業務委託先

（神戸貿易健康保険組合が保有する個人情報活用委託先 参照）

3. 共同利用する個人情報（個人データ）項目

加入員または特定保健指導対象者・生活習慣病重症化予防事業対象者及び受診勧奨対象者の

健康保険記号・番号・枝番、氏名、生年月日、性別、続柄、住所
健診データ、健診受診の有無、健診受診年月日、健診受診医療機関の
名称・所在地、特定保健指導・生活習慣病重症化予防事業の実施状況の
有無

4. 個人情報の管理についての責任者

(1) 神戸貿易健康保険組合

理事長 船越 照平

兵庫県神戸市中央区浜辺通 5-1-14

(神戸商工貿易センタービル 14 階)

(2) 神戸貿易健康保険組合加入事業所

当該事業所の所在地・代表者・健診データの管理責任者